

父母教師会会則

第一章 総 則

第1条（名称及び事務局）

本会は、仙台市立南吉成中学校父母教師会と称し、事務局を同校内におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互の緊密な協力により、真に民主的な中学校教育を推進することと、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は、本校の生徒の保護者および教職員をもって構成する。

第4条（会員の権利と義務）

会員は、すべて平等の権利と義務を有し、役員の選挙権および被選挙権ならびに所定の会合に出席して発言する権利とこの会の会費を納める義務がある。

第5条（会の構成と運営）

本会の事業を民主的に運営するために全会員によって構成される総会、役員会および各種委員会を置く。

第6条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 家庭と学校との緊密な連携によって生徒の心身の健全な発達をはかる。
2. 会員相互の教養を高め親睦を深める。
3. 教育施設および教育環境改善および整備に協力する。
4. その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第7条（方針）

1. 本会は、会員が協力して自主的・民主的に正しく運営するようにつとめる。
2. 生徒の教育、ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. いかなる政党、宗教にもかたよらず、かつ、いかなる団体、個人からも支配や干渉を受けない。また、営利を目的とする活動はしない。
4. 学校の管理運営に関する事項ならびに教職員の人事に干渉しない。

第二章 役 員

第8条（役員等）

本会に次の役員、委員、顧問および参与をおく。

役員は、会長1名、副会長2名、事務長1名、事務次長1名、書記1名、会計2名とする。

委員は、会計監査委員2名、学年委員若干名、専門委員若干名、地区委員若干名、役員推薦委員、ならびに臨時委員若干名、但し、必要な場合に限り選挙管理委員を若干名おくことができる。参与は校長があたる。顧問は、必要に応じて運営委員会にはかり会長がこれを委嘱する。

第9条（役員、各種委員、顧問ならびに参与の任務）

1. 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 事務長は、本会の統括的事務をつかさどり、内部の機関の連絡調整にあたる。
 - (4) 事務次長は、事務長を補佐し、事務長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (5) 書記は、本会の重要事項を記録し、保管する。
 - (6) 会計は、本会の経理をつかさどるとともに財産の管理を行う。
 - (7) 本部役員は各種委員などを兼任できない。